

令和元年11月定例教育委員会議事録

(白石町教育委員会会議規則第16条及び第17条の規定により作成)

- 1 日 時 令和元年11月21日(木) 午前9時30分
役場3階 会議室5
- 2 出席委員 北村教育長 稲佐委員 下田委員 松尾委員 堤委員
- 3 事務局職員 吉岡学校教育課長 川崎生涯学習課長 宮崎主任指導主事
吉村学校教育課課長補佐 渡部生涯学習課長補佐
梅木指導主事 川畑庶務係長 丸田学校教育係長
原学校統合再編係長 永尾学校給食係長 山口生涯学習係長
立花生涯スポーツ係長 堤主査
- 4 前回議事録の承認
10月定例教育委員会の会議録
- 5 教育長の報告 別紙資料のとおり
- 6 会議に付した議案
付議第29号 令和元年度卒業式の期日について
付議第30号 令和2年度入学式の期日について
付議第31号 学校統合再編について
- 7 動議の提出者 なし
- 8 議事の概要 別紙資料のとおり
- 9 議決事項 付議第29号から付議第31号すべて議決
- 10 その他
 - ・事務局からの報告
 - ・傍聴者 なし

1 開 会 9:22

吉岡課長

2 前回議事録の承認 9:22

10月定例教育委員会の会議録を資料により説明

委員全員承認

3 教育長の報告 9:23

11月もあっという間に下旬になりました。明日から暦の上では、「小雪」雪という文字が入ってきます。随分寒暖の差が大きくなっています。本日もどうぞよろしくお願いいたします。早速ですけど教育長資料を御参照ください。

(前回以降の主な動向)

11/8 県中学校総合体育大会駅伝大会（福富マイランド）

県の中学校の駅伝大会がマイランド公園でありました。今回、男女白石中学校が参加しておりましたが、残念ながら入賞に届かずということで、男子は12位、女子は15位だったと思います。

11/9 県スポーツ推進委員実技研修会（白石社会体育館）

市町回しで実施されております県のスポーツ推進委員の実技研修会が、今年度白石町を当番として実施されまして、県下から多数のスポーツ推進委員の方がお集まりいただきました。200名を超す人数だったと思います。「ボッチャ」それから「卓球バレー」、特に卓球バレーがどういうものかと多分イメージしにくいところもあると思いますけど、卓球台をぐるりと囲んで板を持って、卓球のネットをちょっと上げて、ピンポン玉を板で跳ね返して行うものです。そういったものを西九州大より講師に来ていただいて、皆さん方でニュースポーツ2種の研修をしていただきました。

11/12 第63回佐賀県中学校英語暗唱大会（上峰町民センター）

郡の予選を通過しての参加者ですけど、今回見事に、白石中学校3年の鶴田紗夕季さん、須古の川津出身の方ですけど知事賞に輝かれております。課題は、3年の教科書にも載ってますけど、キング牧師の「I Have a Dream」だったようです。

11/16 あさくら祭り：白石町ブース出店（ピーポート甘木）

以前、大雨であさくらの松末小学校の門柱が有明の海岸に流れ着くというのがありました。それを返却するというようないきさつから、朝倉市との関係が密になりまして、今回「あさくら祭り」、ピーポート甘木でありましたけど、教育委員会からも出ていただきまして、白石町のブースを出店していただきました。レンコンは、完売したというような事も聞いており

ましたので、業務もですけど店頭販売でも頑張っていたいただいたようです。それとこれ以外ですけど、新しいニュースで第3回佐賀県児童生徒ふるさと学習コンクールというのがありました。これは、10月31日締切で授業や夏休みの自由研究等で取り扱った、ふるさとに関する学習を応用紙1枚にまとめて応募するというものです。本町は、コミュニティ等も進めておりますので、是非、積極的な参加をということで校長会等でもアナウンスをしておりました。今回、見事に須古小学校3年生、猪ノ口華帆さん、眞崎愛花さんの「須古ずし名人になりたい」という作品が最優秀賞に輝いたということで、12月14日の土曜日に東与賀の文化ホールで佐賀県教育フェスタが実施されますが、その場でこの受賞作品の発表がなされるということです。(資料を示して)「婆ちゃんが作っている須古ずしに興味を持ちました。」ということで、色々習って、実際作ってということで、うまくまとめられております。私も14日参加する予定ですので、実際の発表を楽しみにしているところです。

(教育委員会県連絡協議会《11/13》より)

11月13日に教育委員会の件の連絡協議会、いわゆる県地連が実施されました。それに関する資料を添付しております。今回規約改正がありまして、これまでは、県の教育長、教育委員、副教育長それから、教育長連合会から会長、副会長がメンバーでした。これに県の教育長連合会が合同開催ということで入るというシステムでしたが、昨年度から以前稲佐委員さんにも出てもらいましたが、以前の教育委員長の立場、いわゆる教育委員会の代表者の参加が無くなりました。今年は、県の教育委員の参加もなくなりました。併せて規約改正で、市町の教育長も協議会のメンバーに入るとことで規約改正がなされております。資料の1ページ、2ページ、3ページに規約改正がありますけど後もって御参照ください。こういうことで、本年度末の教職員人事異動についての方針、それから実施要項等について協議がなされ承認なされました。したがって、資料には(案)をそのままにしておりますけど、これは(案)が消えるということになります。これをもって、年度末の人事異動の実務が進められるということになります。方針(案)の方は、細かく申しませんので、特に前年度より変わっているところをございませんで後もって御参照ください。別添資料2が新旧対照表です。これをお目通しいただくと分かりやすいかと思えますけど、令和2年度より変更ということで、棒線を引いてあるところがございませんで、資料1ページの方が今年度から応募指名制度、いわゆる俗に言うFA、この制度が廃止になりました。このことについての削除です。

なぜ廃止になったかというのは、以前にもお示ししたかと思いますが、なかなかルールが守れなかったということです。実際このことで直接校長等が関わってはダメですが、いわゆる裏取引そういうことをなされる方が出始めたということで、正常な運用ができてないということが指摘されております。それから資料5ページです。講師不足のための措置として、いわゆる臨時免許、助教諭免許です。臨時免許状を出して講師の措置をせざるを得ないケースが、現在も100名以上の臨時免許が発行されています県全体で。免許を持たない人に、例えば中学校の免許しか持たない人に小学校教諭の臨時免許を出してお願いするというようなことです。緊急措置ですけどそのことです。6ページ以降からは、資料1として示してあります方針の中に書いてある内容と内容が重複しているということで文言の整理をなされています。方針にも要領にも同じ内容が書かれているということで、以前からも少し指摘がありましたが今回思い切って整理がなされております。後は、後もって御参照ください。

(杵西・藤津地区教育長会より)

別添資料3は教育長会の資料から抜粋したものです。

・生徒指導班

資料1ページは、西部教育事務所の生徒指導班から出された資料です。不登校、それからいじめ、問題行動等についての事務所全体での統計等を示していただいております。ちょっと細かくは時間もありませんが、まず1点目の不登校ですけど、昨年度を上回るペースで増加しているというところです。平成30年度のデータがまとめられておりますけど、不登校は小学校を見てください。3月までに63という数字が上がっておりますけど、実は県全体では278でした。これは新聞にも載りました。西部管内はまだ穏やかだということですけど、他のところは非常に厳しい。特に北部辺りはかなり小学校でも厳しいようです。そうすると町内はどうかというと、町内はおかげさまで減少傾向にあります。小学校も平成27年、28年頃は11件ほどありました。今、1件、2件程度で推移してますので、随分学校側も家庭と協力して、あるいはカウンセラーの先生とか「あい」とか等の連携で頑張っているところなんです。中学校については、平成30年度195という数字が上がってますが、これが全県下では854です。佐賀県全体では854ということで、西部管内以外はいかに多いかというのも解ります。町内も本当におかげさまで減少傾向にあります。平成30年度の町内の小学校は1件でした。中学校は20件でした。まだ、20件もありますが、平成22年度、23年度は、22年度が31件、23年度は28件ありました。やっとなら

件を切るというようなところまで来ておりますので、一朝一夕にはいきませんがやはり粘り強くあきらめないで、しっかりと支えているということ子ども達に途切れなく伝えていかなければならないことだと思っているところです。それからいじめについて、資料3ページです。いじめについても、件数は増えてます。もちろんこれは、件数の多少ではなくて、やはり早期発見、早期対応ではないですけど、小さなものでも子ども達が苦戦しているものについては早急に対応するという事です。平成30年度は、本町は小学校で9件、中学校で6件でした。前年度は、小学校で報告が全くなかった学校がありまして、校長会でも無いことが良しではなくて、「本当に無いですか。」と「見逃してはいませんか。」ということで確認をしたところです。やはり発達段階ですので、何も無いということはちょっと。まあ無いことに越したことはありませんが、状況としてはちょっと考えられませんので、本年度は今のところ全ての学校から報告が上がっております。問題行動が3番目にありますけど、随分県下全体でも落ち着いてきたというような報告がありました。それでもまだ小学校でも暴力行為、そういったものが他では発生しているようです。本町では問題行動は、平成30年は2件でした。後は、ほとんどゼロが続いております。中学校も今ほとんどあっておりません。29年、30年はゼロでした。ただ、中学校もちょっと遡ってみると平成25年、26年は18件とか20件とかいう報告が上がってありました。まあそういうところから見ると随分落ち着いてきたなというところで、これなどは学校訪問等で子ども達の表情等を見ていただくとだいたいお察ししてもらえるかというところです。資料4ページの交通事故等については御参照ください。あと特別支援等々についてまとめていただいております。また、学校訪問についても事務所としての反省等まとめてもらってますので、これも後もって御参照ください。

- ・R2 訪問予定校一覧

資料10ページに次年度の教育事務所訪問の予定一覧を示してあります。令和2年度は事務所訪問5校です。中学校1校、小学校4校、これ以外が教育委員会訪問ということになりますので、その折にはよろしく願いしておきます。

- ・交通事故発生（加害等）状況調べ

資料11ページは、毎回お示ししてます教職員の交通事故の加害状況です。10月を見ていただきますと、小11、中10で合わせて21と、ちょっと数が増えましたが、これは県全体の数字でありまして、杵西・藤津地区は4件です。ほとんどが交差点での事故というようなことで報告を受けました。

(その他)

- ・起立性調節障害

続いて別添資料4を御参照ください。起立性調節障害です。これを資料として添付したのは、実はいわゆるOD (Orthostatic Dysregulation) ですが、ODの子は本町も居ます。資料の中身は触れませんが、だいたい御承知かと思えますけど思春期の自律神経系の不調で立ち眩みとか動悸とか、朝起きの不良とかいうのが発生するようですね。特に朝起きるときに症状が非常に強く出て登校できないということがおきて、それを怠けとかサボリとかいう誤解を受けて、非常に本人が辛い思いをしているというケースがあります。これについては、伊万里市の議会で、こういう状況が不登校の子の中にも居るはずだということで、「承知されてますか。」ということで、もし承知されているなら県の教育委員会に強力に働きかけて周知をしてくださいという要望があったそうです。伊万里市では、県もですけどまず西部教育事務所管内でというようなことで、これは岡山県教委の資料ですけど配布がなされました。来週の校長会でも言葉としては申しますが、この資料を示してやはりこういうことでサボリとか怠けとかいう誤解で辛い思いをしている子どもたちの理解がしっかりと進むように校長会でも示して理解促進を図りたいと思っております。

- ・PTA活動に係る事務分担の見直しについて

続いて資料の5です。これは、PTAの活動の事務分担と書いておりますけど、PTA活動そのものも見直してほしいという願いですが、これは働き改革の一環で教職員課でも働きかけがなされています。特にそこにおこしておりますけど、PTAの事務処理、会計を小中学校の教頭先生がほとんど持っておられて、実は学校の職員の中で教頭職というのがまさに過重労働です。資料に月80から100時間と書いておりますけど、だいたい毎日12時間は突破しておられます。朝早くから施錠までされておられるところもありますので、ですから厚生労働省は、月80時間超過はもう過労死のラインだということを表現してはありますが、ゆうに超えておられまして、ここを何とかということで校内でも工夫をされてはありますが、なかなか大幅な削減は見込めませんので、せめてPTAでもお考え願えないですかということで、事務分担、会計処理を組織内でまかなうような変革をお願いできませんかということ郡の校長会長と3町の教育長でお願いをしようということで準備をしたものです。案と書いてはありますが不完全ですので、何か文言とか表現等が不適切であれば御意見等をお願いいたします。併せて、PTAの取り組み内容そのものもこの際、やはりPTAの役員の方皆さん方ももう少し、楽にと言いますか、正に働き方改革で学校もPTAもどちらもウィン・ウィンとなるような形で

進められたらということです。役員の方が短期間でどんどん変わられますので、色々な行事等がもう、これをしないといけない。PTAの役員になったらこの行事をしないといけないということで、その行事そのものの所期の目的は一体何だったのか、あるいは他の行事と重複はないのか、あるいは今日的なテーマにマッチしているのかということの見直しがないまま、もうしないといけないということで実施することそのものが目的になってしまっているということをよく聞きます。やはりこの際取り組みの内容そのものも見直ししていただきたいということでお願いしようと思っております。資料の裏面に実は、6月1日の県のPTA連合会の定期総会で出された改革の決議案を添付しています。鳥栖出身の県P会長の江田会長さんですけど、この方がこの働き方改革とかあるいは、家庭でのしつけ等の重要さ、こういうのを盛んに言われていましてもっとPTAは学校と連携協力して、子育てにしっかり関わらないといけないと強く申されております。働き方改革にも学校への強力な連携を惜しまないということを表明されてますので、これも受けてお願いをしようと思っているものです。何か御意見がありましたらお願いします。出来れば来年度から出来るところから、県下全体での動きでもいいのですが、まず郡Pに所属していますので、郡P単位である程度実績を作っていただいて、そのノウハウ等を活かすという形になればと思っております。郡の校長会、それと12月に郡P役員会が大町のひじり学園で計画されておりますので、そこで提案してお願いできればと思っております。

・新聞記事から

続いて、別添資料6です。これは、神戸市で小学校内で教職員のいじめの問題が広く報道されることになりました。そのことで、町内でもこういうことは絶対あってはならないのですが、ただ駄目だ、駄目だと言うよりもやはりそれぞれの先生の振り返り、メタ認知ですね、自身を客観的に見るというようなことで、ちょっと教育新聞の記事を添付しています。いじめには4つのパターンがあると「嫉妬型」、「無気力型」、「無思考型」、「愉快犯型」ですね。なるほどなあと「嫉妬型」、非常に若くて子どもたちに人気のある先生には嫉妬心が働くというようなことで、あり得るなというところなんです。それから「無気力型」、やる気のない先生が、やる気のある先生の足を引っ張ると、これも他の職場でもありますね。一番問題なのが「愉快犯型」、手に負えない。こういうのがあるということで、ちょっと職場でも、これも知識としてはみんな分かっていることなんですけど、こういうことがあってはならない。問題は意識ですね、そこだと思います。ちょっと校長会でもこういうことで振り返りを出来たらなあと思っております。また、ちょっとこの件について、法令改正で年休取得でそこに給与が出ているのがまかりならないということで、

法令改正がなされましたけど皆さん方これはどう思われますかね。ちょっとやりすぎですよ。多分問題になります間違いなく。感情的な正義で法治国家が揺らぐというのは、ちょっと大げさですけど、一時の感情的な正義で法治国家が揺らぐということで、地公法にもやはり分限とか懲戒については公正でなければならないという取り決めがありますので、ちょっと今後問題になりますね。まあ、随分憤慨されておりますけどツイッター等での声が本当に世論なのかということでもちょっとこれは余談なんですけど。

続いて、働き方改革の件で、ちょっと文書は用意していませんが、今後学校の方で是非、検討工夫していただいて、新年度から実施できればということが2つあります。1つが適正な登校時間です。子ども達があまりにも早く登校するという状況は、安全面でも問題ですし、それに対応する教職員の勤務にも色々支障が出てまいります。このことで、県教職員課でも提唱がなされていますけど7時30分頃が妥当ではないかと。県の教育長会でもこの7時30分の線で検討してもらおうかということなんです。それと2つ目が時間外の電話対応です。「どうせ先生方は遅くまで残っておられるだろう。」ということで、9時、10時まで電話がかかるという実態があるようなんですけど、これもやはり問題で、朝は7時30分、それから夕方は、小学校では18時。中学校では、部活があって帰り着くまではこれは指導の範疇ですので、部活終了後30分。これは、夏場、冬場で部活の終了時間が変わってまいりますので、こういうことで検討してみてもどうかということなんです。これも校長会に投げかけて検討してまいります。本当は、留守番電話があればいいんですけど、ちょっと今のところ本町は留守番電話まで設置されていないようですので、他の市町では多久市あたりはずっと留守番電話の予算措置の要求がなされてきたんですけど通らないというようなことで、今後も本町としても検討材料ですけど、一応学校で今の2つのことについては校長会で検討して新年度から措置をとるということで、今進めてもらうように準備をしているところです。以上私の方から報告連絡終わらせていただきます。

4 付議事項の協議 10:05～

北村教育長：それでは、今回3つ付議事項があります。まず付議事項の29号ですね。令和元年度の卒業式の期日について、町中学校についてお願いします。

付議第29号

令和元年度卒業式の期日について

川畑係長：資料に沿って説明。

中学校 令和2年3月 7日 土曜日

小学校 令和2年3月19日 木曜日

北村教育長：中、小の卒業式の期日です。以前にも若干取り扱いましたけどよろしいでしょうか。

委員全員承認（付議第29号）

北村教育長：ちょっと中学校が土曜日の開催というのがなかったと思いますけど、高校入試等の日程が予備日の設定等でどうしてもというようなことで、他の市町もこの日が多いようです。そしたらよろしくお願ひします。それでは、続きまして付議30号です。入学式についてお願ひします。

付議第30号

令和2年度入学式の期日について

川畑係長：資料に沿って説明。

中学校 令和2年4月7日 火曜日

小学校 令和2年4月8日 水曜日

北村教育長：入学式が、中が7日、小学校が8日ということです。昨年度も特に中と高の重複の家庭が多いということで、何とか考慮してもらえないかという要望も出されていたと思います。特に高等学校がこの日に学用品等で多額の金銭納入等があるということで、必ず保護者が参加しなければならないということで、ただ小学校の重複もあるかもわかりませんが、中と比べたらかなり少ないだろうということで8日を検討していただいているようです。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

委員全員承認（付議第30号）

北村教育長：それでは、続いて付議31号ですね。学校統合再編についてお願ひいたします。

付議第31号

学校統合再編について

原 係長：資料はございません。昨夜、第8回統合再編審議会を開催しました。第8回昨夜の分では決まった事項はありません。口頭で少し報告をさせていただきます。昨夜の審議につきましては、前回教育委員会

で提示しました小学校の5つの統合再編パターンで審議を行っております。5つというのは、Aパターン、Bパターンというのが3校、Bパターンの分が白石4小学校を町の中心部に新築ということです。Cパターン、Dパターンが2校でこれは、有明3小学校は変わりませんが、白石4小学校と福富小学校を合わせたのをCパターンは白石小学校を使用する。Dパターンは、町の中心部に新築するというもの、Eパターンが1校ということでございました。冒頭に委員の方から「新校の建設ができるのか。」という問いがありましたので、次のように答えております。「教育委員会作成の考え方や素案では、極力既存の施設を利用するとしております。しかしながら、考え方や素案には、審議会委員が議論されている将来的にや、財政的なことを盛り込んでおりませんでした。事務局でも委員から出された意見を確認し協議を行った結果、現在の校舎は老朽化しており、大規模改修で長寿命化を図っても長期間の利用は望めないこと。また、町の中心部に新校を建設するとすれば、将来的に1校への再編を考えた場合良い。また、新校建設は初期経費は掛かりますが、長期的に多数の学校を維持していく経費を考えれば財政的には良い。などによって、新校建設した方が良いと判断した。そして、このことについて企画財政課と協議をしたところオッケーをいただいた。」ということの説明いたしました。このことを頭に入れてもらい審議をしております。次に審議で出された内容ですけど、まず2校案Dパターンです。出された内容としては、「適正規模は学習環境にしても生活にしても生徒指導にしても、とても大きな意味を持つ。最初から1校は、適正規模を超える。適正規模での再編が重要。となると2校、Dパターンで再編をした方が子どもの安定した教育には役に立つと思う。」また、別の方が「1校での900人規模を考えた時に今は個別の支援も必要な子が多い。また、たくましくない心の子も多い。大きくなることで反対に悪くなることも想定している。そういう意味では、適正規模である2校、Dパターンと考える。施設面でも900人規模の校舎を建てれば人口減少を予想すれば早い段階でかなりの空き教室が出る。」という意見がありました。また、同じくDパターンですけど、「適正規模にはこだわりたい。町内に複数の学校があった方が、学校同士の競争意識も高まると思う。子どものことを第1に考えると2校のDパターンがいいと考える。人口減のため将来的に1校というのは、あり得る話である。」2校案Dパターンを推す中にも変化形として、学区の再編を言われた方がいらっしや

います。「2校、Dパターンの変化形がいいと思う。Dパターンでは児童数に偏りがあるので、学区の変更を考えた方がいい。地域性もあるので3校も気持ちの中にはある。ただ、2校で行くのであれば学区の再編が必要だと思う。」という御意見です。1校案として意見を出された方の意見としては、将来的に1校に再編するのであれば最初から1校と言われる方、また、「統合再編は、人口が減ってきているのでやるみたいな寂しい思いがある。しかし、新しい学校を作るいい機会でもある。新しい学校を1校作り、生き生きとした子ども達を育む学校運営を目指す、白石にすてきな学校があると思わせれば転入者が増える可能性がある。学区を割ることなく新たな新学校を作って欲しい。」という御意見が1校案にはあります。その他委員からの意見等としましては、委員から「適正規模はそんなに大事か。」という問いがありましたが、委員からも実際の現場で体験された小規模校、大規模校のメリット、デメリットの説明がなされ、学校現場では適正規模の確保が重要だということをほとんどの委員の方が理解されております。他の意見としましては、「小中一貫校や義務教育学校を見据え白石中学校付近に小学校を建設するということは魅力的である。県内にも900人規模の学校があるが、校区の面積で考えたら白石町は広すぎるため、通学支援等を考慮すれば1校には反対。」また、福富の方からの意見として、「福富は、小学校から中学校まで全て一緒のため、逃げ道がないというか狭い範囲での生活となっている。やはり、白石地域と一緒にって社会性の育成などメリットを生かした方が良い。」また、別の意見として、「自由校区制度は反対。違う小学校に通うということは、同じ地区なのに連携が取りにくい。また、学区を割ることもコミュニティを守るという点からも反対。」という意見が出されております。次回ですけれども第9回審議会につきましては、12月17日の火曜日と決定いたしました。次回の内容といたしましては、この再編パターンについて、一旦持ち帰っていただき次回の継続審議としております。以上報告を終わります。

北村教育長：はい。担当係長からの審議会の説明でした。今の報告でもありましたけど、当会でもかなり時間を費やして検討しました。いわゆる素案から少し動きが出てきて、と言いますのは、財政の問題がなかなか明らかに出来なかった。御承知のように年間の予算が130億、140億くらいで全体が回ってますので、そういう規模で早々出せませんですけど、何とか新築の校舎については頑張れるだろうとい

うような財政の声も聞こえてますし、それから将来を何時にするかはあれですけど、将来は1校だろうというようなことで、それに向けて、そして昔無かったノーマライズの考えですね。色々な子ども達を共にということで、エレベーターもユニバーサルトイレもそれからバリアフリーの施設も今後必要となってきますので、そのようなことから2校案、それから1校案というのも主張されてますが、そういうところが、大きな流れに変わってきております。ただ、その1校についてはやはり適正規模をオーバーしますのでここら辺も、もう少し審議が必要かなと思います。ただ教育長としては、次回は是非教育長としての意見を申し上げたいと思っているのは、子どもの状況が昔と随分変わってきているということを考えの中に入れてくださいということです。昔は50人、あるいは10クラス規模でも頑張っていたというような意見を展開される方もいらっしゃいますが、全然子どもが違います。育ちも資質も不登校もなかったし、カウンセラーなんて必要なかったし、小1ギャップなんてなかったし、ですからそこら辺も少し考えていかないと単なる数だけの論理では済まないのではないかなというところを少しお伝えしようかと思っていますところ。さて、今の報告について何か御意見感想等ございますか。

稲佐委員：確かに先ほど御報告いただいたんですが、Dパターン、Eパターン等々があると思いますが、私はやはりこう一足飛びに1つというのは、なかなか非常に難しい面もあるんだろうと、もちろん段階的にやって行った方が一番無難かなといった感じを持っております。前回もちょっとそういった話をしたんですけど、予算面、財政面等々も考えて、それからあらゆる子ども達がそこには入れるようにということも考えていけば、段階的が一番いいかなあと、まあ30年、40年先を見ればですねやはり一つという風になるかと思うんですけど、まあそういったかたちでD案あるいは、Eそこら方面かなあと思ったりもしております。

堤委員：もうだいぶ素案よりも踏み込んだというか、思った以上に進んでいるなあという印象です。まあ、この流れを見守るような形でいいのかなあとと思いますけれど、まあもし少し段階的なのということが出てくれば、やはり50年後とかいうことではないと思うので、もうちょっと短い20年とかなくなってくると、もう少しそこまでを見通した、例えば校歌は一緒にしておくとか、2段階目の時にスムーズにスッと行けるように、もう1回それを短い期間で廃止にしたとか

ということではなくて、スムーズに行けるようなのを最初から、ちょっと考えるような形を作ったの2段階というような形ですね。何かそういうことも考えた上での2段階という感じかなと思ったところですが、ちょっとこの908というのが、多分スタート時点なんですが、これが多分700くらいまで例えば下がるのが何年後くらいなのかというのが、おそらくあと数年してくるともうちょっと見えてくると思うので、まあその辺のところも考慮しながら考えていけないなと思ったところです。以上です。

北村教育長：ありがとうございます。他よろしいでしょうか。

委員全員承認（付議第31号）

北村教育長：次回が佳境の佳境になるのではないかと思います。それではこれで本日の付議事項は終わらせていただきます。

5 その他 10:25～

(1) 令和元年度 第2回白石町教育支援委員会に係る経過報告

梅木指導主事：資料に沿って結果を詳細説明。

1月8日に第2回の白石町教育支援委員会が行われました。来年度の特別支援学級等入級に関わる審議会になります。委員会の結果を各学校毎にまとめております。資料29ページ、白石小学校では、知的学級の1名終了と上がってましたので1名通常学級の方に戻る形でとなっております。資料30ページになりますが、有明東小学校でも知的終了適という風に判定がされております。学校からは知的の継続が上がってきておりましたが、支援委員会の中で本人さんの状況とか能力の部分での話が進められて、知的終了適だろうと将来を見据えたうえで判定をいただいております。有明西小学校で1名病弱学級保留という風なかたちで上がっております。医師等の意見書等が分かりにくくどれぐらいのサポートが必要なのかということが、ちょっとこの支援委員会の中では判定ができませんでした。保護者さんの方とも連絡をしております。基本的には状況を説明しておりますので、お医者さんの方に確認をして意見書を作成してもらおうという流れに今なっておりますので、今後どのような支援が必要なのかということ意見をいただき支援委員会に係る形になるかなあという風に考えております。資料31ページの方では、有明中学校で、自閉情緒学級のお子さんが9名となっておりますが、1

名診断書待ちです。実際この9名というところが、1クラスか2クラスかの境目になるところでもありますので、9名になると2クラスですので、この診断書の方が出てくるのかどうかということで学級の方にも関わりが出てくるところです。併せて、特別支援学校を希望されている、そして適という風に判定されたお子さんが、小学部1年生で3名、中学部1年生で2名、計5名いらっしゃいます。今回の支援委員会の結果を受け、現在は承諾書を各学校毎にとってもらう流れを取っておりますが、全ての承諾書が出た後を仮定した場合、須古小学校で自閉情緒学級1増、白石小学校で自閉情緒学級1増、有明東小学校で肢体不自由学級が1増、有明西小学校の保留が通った場合に病弱学級が1増、白石中学校の病弱学級が1増、有明中学校も診断書が出たものと仮定すると自閉情緒学級が1増という形になるかと思えます。今回の支援委員会に係る報告については以上です。

下田委員：すみません。数字を足し上げたらわかることなんですけど、白石町内全部で特別支援学級が何校、その児童数が何人というのを集計採られたのがありますか。

梅木指導主事：すみません。この数を全部トータルしたものが今頭の中に入ってませんので会の最後までに報告します。

(全委員承諾)

(2) 問題行動月別報告(10月分)について

梅木指導主事：資料により詳細説明。

定期の報告になります。資料32ページが不登校に係る資料になります。各学校から上がっている分では、小学校では9名、中学校の方で22名です。10月に入って完全に近いお子さんが少し増えています。お休みが各学校増えているということです。小学校で現在30日以上欠席者が4名、ほぼ学校に来れていない状況になっています。1名は、教育支援室の「あい」の方に繋がっておりますので、そちらの方に毎日顔を出すようになってきておりますので、欠席としては少なくなってきました。学校の方に顔を出す日はまだ多くはないのですが、少なからず家から出て来れる状況にはなっています。中学校では、ほぼ完全に近いお子さんが6名程います。継続的に家庭訪問をしたりとかということを進めていますが、まだまだ難しい状況が続いています。11月の報告でもう少し増える可能性があります。先日、中学校の方を廻ってきましたけど、まだ体調

不良等という風な形であがっていたお子さん等がやはり不登校傾向かなということの話もしておりますので、この数よりも少し増えてくるかなあと思っております。資料33ページ、34ページがいじめに係る報告です。資料作成上で、7月分の記載を漏らしておりましたので、資料に7月分の記載を追加しております。先ほど教育長の方からもお話があったように、小学校については全ての学校で報告が上がっております。細かに対応していただいていますし、11月に入ってから報告が続いております。大きな事案はありません。やはり小さな事案ではありますが、早めに対応いただき認知の方法をとっていただいております。中学校についても同様です。1件心配しているのが、資料についている事案については全て最初に上がった事案が発生したものですので一部のグループ内の中で被害になったり、加害になったりという状況ですので、まだどこか解消の方向性が見えてないところは少しありますが、学校の方で丁寧に対応してもらいながら、保護者との連携も図りながら進めてもらっているところです。いじめ及び不登校に関する報告については以上です。

稲佐委員：先ほど北村教育長さんがおっしゃったように、本町は全体的に見てですね他の市町と比べるといい方です。その背景はやはりスクールソーシャルワーカーとかスクールカウンセラー、それから福祉関係ですね。教育委員会関係の教育支援室等が非常に機能しているのではなかろうかなと思います。ただ、SSWはなかなか機能しない部分というのはあるんですけど、そういう面がある程度働いてこういう数字になっているのではないかなと思います。それから、私も傍らで支援をしておりますけど、ちょうどこの時期、11、12、3学期くらいになると不登校が増えます意外と。4月当初になると意外とぐんと減って行きます。ですから、この冬休み前後というのは非常に寒いし、また、行きたくないとかそういったところも出てくるから増えます。なかなかその辺の支援がしにくいところですけど、まあ、その原因的なものは、ほとんど心因性が多いわけですけど、怠けの場合は意外と指導がしやすいんですけど、ところが心因性的な場合がなかなか一足飛びにできませんので、でもこういった背景があるからこそいいんではないかなと思っております。まあこれも粘り強く継続していくしかないかなあと思います。それからもう一つ、アンケートについては、もちろん無記名方式だろうと思うんですが、併せて、問題行動まで併せての調査用紙ですか。

梅木指導主事：基本的には、いじめに特化したものだと思いますが、全体で統一しているのはいじめに特化したものですが、各学校毎にそれぞれ月ごとにアンケート実施していると思います。それについては、中身は把握してないところがあります。

稲佐委員：わかりました。はい、以上です。

松尾委員：すみません。この報告資料の女子のシューズの嫌がらせというのは具体的にはどういうことですか。隠したりとか。

梅木指導主事：具体的に言うところでは、中に唾のようなものが吐かれていたということで伺っています。

松尾委員：1回だけ。

梅木指導主事：1回だけですね、はい。

北村教育長：追加ですけど、この件で部活内のゴタゴタです。小学校からやってきて非常に能力の高い子と中学校から入ったそうでない子の間で、ちょっと色々部内でゴタゴタしていて、全体で関わっていただいていますけどなかなかスツとは行かないという状況です。

松尾委員：多分根が深いものなのでしょうね。ありがとうございます。

堤 委員：いじめについては、全ての小中学校で上げていただいているということですね。

梅木指導主事：はい。全ての学校挙げていただいております。

堤 委員：昨年が3校が上がってなかったということで、まあだいぶ以前から問題になっている、その定義の変遷の問題とかだいぶ浸透してきたのではないかと思います。それで、先日昨年度の全国認知件数の報道が10月くらいにされていて、まあ、佐賀はまだどうしても低いのがちょっと問題になっているところなんですけど、その中の報道の中で、認知件数、まあ些細なことも上げてもらうという方針で上げてもらうんだけど、現場としてはそれが今度、解決を急がないといけないとか、早く解消率を上げないといけないとか、そういったのが逆に現場の中でプレッシャーになって、まあプレッシャーを与えているわけではないでしょうけど、プレッシャーと感じられて、まあとりあえず握手をさせて、とりあえずの解決を形式上図るというような事をしているところもあるというような報道があっていたのですが、ちょっとその辺りも教育委員会の方からというか、現場の先生方に一つは、覚知、認知の数が多いということは、全然問題視はしてないというメッセージが一つあると思います。それともう一つは、解決までの期間というものもそんなにすぐに解決しなさいということで、そういったことで期間も問題にしてないということメッセージとして現場の先生方に

伝えていただいた方がいいのかなと、ちょっとその報道を見て思ったところ。結局そういったのがプレッシャーになるときめ細かい対応がされないまま、とりあえずその解決が図られてしまうということになってしまうので、その2つのメッセージをしっかりと現場の先生方に伝えていただければと思います。以上です。

梅木指導主事：ありがとうございます。一応解消の報告の最低限の目途として3か月という事を上げておりますし、継続的に見ていただいて解消というところで上がっています。年をまたいでも問題ないということも県の方からも上がっておりますので、先ほど話があったように丁寧に看取りながらゆっくりと解消を看取っていくという流れを意識させていきたいと思っております。

稲佐委員：関連ですけど、今堤委員さんがおっしゃたことは、これは非常に大事なことだと思うんですね。つつい数が多くて流してしまうということがありますから、やはりキチッとそこら辺は処理していかないといけないなど、特に現場教師が目や目を光らせて行かないといけない。

梅木指導主事：すみません先ほどの下田委員さんの分で、来年度全員の承諾書が出た場合は、町内の方に在籍する特別支援学級の児童生徒数は133名になります。通級教室に在籍する数は66名になると思っております。

下田委員：はい。ありがとうございます。

北村教育長：プラス22です。

堤委員：今年より。

北村教育長：今年よりです。

堤委員：両方合わせてですね。

下田委員：先ほどの去年の分は。

北村教育長：111でした。

先程の堤委員さんのことですけど、私も報道をみてどこかの先生が発信されてますけど、あの中で3か月の観察期間が要るということをやを全然触れられておりませんでしたので、すぐにでもその解決を求められるような言い方をされてます。ちょっと大きな誤解を招くのではないかなあと思っております。教育委員会としても数の論理とかいうことは強調してないつもりです。いじめといたってもやはり教育相談、生徒指導の一環として扱ってくださいということで、とにかく子どもが対人関係等で困っているものについては、「どうしたのか。」ということですね、積極的に関わっていただきたいという風な事で数が多いとか少ないとか、上げるとか上げないとかいうのには一

切問題視してないということは繰り返し伝えているつもりであります。

下田委員：いじめの資料の22番の報告ですけど、日頃からいじめの報告を受けていて、どんな小さなことでも拾って認知していただいているなあと感じているのですが、この件の内容を読むとちょっと見過ごせないなあというような内容になっているのですが、この後の経過はどのようになっていますか。何年生かも書いてない。

梅木指導主事：すみません6年生が被害、加害の方になっています。対応として上がっているのがひどくということでは上がっているのですが、その後の報告のところの確認が私も不足しているところがありましたので、もう一度詳細と今の状況について確認を図ってみたいと思います。

下田委員：よろしくをお願いします。

(全委員承諾)

(3) 寄生虫卵検査の廃止について

堤 主査：資料により説明。

寄生虫卵検査のこれまでの経緯についてですが、学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令が26年に発出されまして、平成28年度からは、法で定める健康診断の必須項目から除外されています。ですが、そのころ白石町では蟯虫検査を行っていますが、27年直近が6人の陽性が出ておりまして保健業務連絡会、養護教諭と町の保健師と教育委員会で持ってます連絡会の中でも陽性者が出ている以上は検査を実施した方がいいのではないかという意見がございました。それで、平成27年12月のこの定例教育委員会の場で引き続き小学1年生から3年生までを対象に検査を実施するということが承認されまして現在まで実施してきています。近年の状況ですが、29年、30年、令和元年度、0人で陽性者は出てきておりません。ということで、また今年7月に開催いたしました保健業務連絡会の中では、もう陽性者が出てきていないので、必須項目でもありませんし止めてよいのではないかという意見がありました。また、健診の必須項目から除外される前に国レベルで行われました、今後の健康診断の在り方などに関する検討会の意見の中で、そこでまとめられた意見の中で、「蟯虫は通常の衛生教育で十分に対応できる病気である。手洗いや清潔の保持という基本的な衛生教育を徹底することで蟯虫、寄生虫卵の検査を省略しても良いと考えられる。」というこ

ともございますので、白石町でも令和2年度以降は寄生虫卵検査を廃止しまして、基本的な衛生教育を引き続き徹底していきたいと考えております。

吉岡課長：ただいまの件いかがでございますでしょうか。結論から言いますと寄生虫卵検査を来年度からは学校としてはしないということであるようであります。

松尾委員：ここ3年間出てないわけですね。
(全委員承諾)

(4) 白石町教育の明日を考える集会について

宮崎主任指導主事：資料により説明。

白石町教育の明日を考える集会まであと10日となりました。先日19日の火曜日に最終の打合せをして、細かいところまで詰めているところです。日程としては、前も見られたと思いますが、アトラクションとして福吉の子ども浮立ということで、再度出来て1、2年でこういう披露する形をとれて非常に喜んでおられるということで、リハーサルが1回終わり、今度また2回目をするということで、吉村補佐と生涯学習課の山口係長がリハーサル等について色々していただいているところです。開会行事では、開会挨拶を稲佐先生よりお願いいたします。あと来賓祝辞、教育功労者表彰ということで、今年度はスポーツ推進委員の溝口一彦様1名ということになっております。講演は、「親が笑えば子が笑う～子どもたちに自信と勇気づけを～」ということで大石菩等氏。鳥栖市の出身の方です。町教研会長である北明小学校の古賀敏文校長より講師紹介をしていただきます。質疑応答、教育長よりの謝辞ということで、その後閉会ということで教育長より挨拶をしていただきます。参加予定人数については案内文書は全て配布しておりますので省略しております。配布資料としては、レジュメ、そして白石町教育のダイジェスト版、コミュニティ・スクールの全体構想図及び白石の家庭教育、そして、来週早々メールで届く予定ですが、大石菩等氏の資料、そして最後はアンケートということでしております。進行の方は、生涯学習課の岸川さんをお願いしております。以上です。

(全委員承諾)

(5) 36協定について

宮崎主任指導主事：資料により説明。

資料7です。私からは36協定の締結について説明をいたします。今回の提案は、先日、佐賀県教育庁教職員課より陶山副課長が来庁され、白石町教育委員会において早急に取り組んでいただきたいという依頼を受けたことがまず契機となっております。まず資料737ページの読売新聞の記事をご覧ください。これは、福岡県の市町村教育委員会が、学校の事務職員と時間外労働の上限に関する労使協定を結んでいないことを指摘した記事です。協定を結ばずに残業させれば、労働基準法第36条に違反することになります。つまり、協定を締結していないということは、法令違反が放置されている状態ということです。現在、白石町を含め佐賀県内の多くの委員会では36協定を締結していませんので、ここで書かれている通り法令違反の状態であると言えます。ただ、教諭については、いわゆる給特法という法律がありますが、それにおいて教育調整額を支給されるため、対象外、適用外となります。続いて、38、39ページの協定締結の依頼文書をご覧ください。佐賀県の教育委員会が県立学校の学校長へ、協定締結について依頼をした文書です。詳しくは見ただけになりますが、これと同様にですね、白石町でも教育委員会においても、白石町の小中学校の各校長へ依頼する必要があります。協定締結の手順ですが、まず、40ページの(別紙)「時間外労働及び休日労働に関する協定締結に係る同意等について」という資料を御覧ください。最初にすることなんですが、労働者の過半数を代表する者としての協定当事者を選出することになります。選出の方法はですね、投票とか挙手、労働者による話し合い、持ち回り決裁などの民主的な手続により選出することが重要です。ただ、その中でも実際に協定締結の対象となる県費負担職員としては、事務職員と栄養職員となります。前もお話したように教諭や養護教諭、栄養教諭は対象外です。教職員課の陶山副課長の話によると、県立学校では、対象となる事務職員が協定当事者になることがほとんどだということでした。次に、41ページから44ページに掲載している「時間外労働 休日労働に関する協定届」の資料を御覧ください。表裏です。これは協定届の様式です。表裏の2枚で1セットとなります。校長は、この協定届を代表者に書面で提示して、その協定届において協定を締結します。協定届はですね2部作成いたします。その締結した協定届、原本ですね2部を、労働基準監督者である白石町長に届けます。白石町では、担当部署として総務課が審査を行います。審査が完了すれば、受付印が押されたその

協定届の写しを採ってですね、その写しを2部作成して、それぞれ校長と代表者に渡します。原本の2部は総務課と教育委員会がそれぞれ持つこととなります。ですから、原本2部と写し2部ですね。協定届は、1年間が有効期間となりますので、例えば、12月1日に締結すれば来年の11月30日までが協定の有効期間という風になります。45、46ページは、協定届の記入例です。後でも説明しますが、特別な場合を除いて、1ヶ月の時間外労働が45時間を超えない、1年間の時間外労働が360時間を超えないことが原則です。また、原則を超える月数、45時間を超える月数は、年間6回までです。まあ、特別な場合もありますけれども原則はこのようになっております。47ページから52ページは「36協定フローチャート」ということで、さきほど説明した協定届の流れを分かりやすく表したものです。もう説明したとおりですので後もって御覧いただければということで考えております。53ページから56ページまでは、「県立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」についての通知文と「県立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」の資料を掲載しております。市町の教育委員会においても同様に作成するように協定届も含めてガイドラインを作成するように指示が来ておりますので、白石町教育委員会においても県立学校の方針に合わせて実施したいと考えております。ここでいう勤務時間とは、在校時間です。校外においても、勤務としての研修とか部活動などの生徒引率も含みます。また、前に説明したように、上限の目安時間も1ヶ月の時間外労働が45時間を超えない、1年間の時間外労働が360時間を超えないとなっております。以上のように、国から降りて、そして県から学校における働き方改革が示されて、白石町においてもそれに準じて取り組んでいく考えであります。今度の校長会においてですね、12月1日をめどに各学校で協定の締結をお願いしたいと、そのように提案する予定ではあります。以上、非常に簡単ではありますが、私からの36協定の締結についての説明を終わります。よろしく申し上げます。

松尾委員：すみません。これは、各学校毎にするわけですね。各学校でするとかしないとかいうのは、出てくる可能性は。

宮崎主任指導主事：それでもう法律違反になるので、これで締結ということで。

松尾委員：もうしますということで決定ということですね。あと36協定になってきたら時間がキチッと明確に示されるわけで先生方の場合、自分が長く残られるというパターンが多いですね。しかも、オーバ

一してしまった時には今までの指導では無理な場合が出てきませんかね。

宮崎主任指導主事：働き方改革についてはですね、これまでずっと4月から校長会においても話をしており、校長先生、教頭先生においてもこれまで随分取り組んでいただいております。ですので、その点については随分周知はしている部分ですが、なかなか、特に中学校がですね部活動等で時間が伸びるということでもありますので、その辺については、これからやはりこれまでと同じような働き方ではちょっと通用しないというところも含めて再度校長会でお願いしたいと思っております。

松尾委員：いいことだと思いますので、よろしく申し上げます。

稲佐委員：ひとつお尋ねです。36協定ですけど、4号業務との絡みというのは、何かこう整理されてますか。

宮崎主任指導主事：その辺については、4号業務についての絡みというかは、そこまでは説明は絡めてはいないのですが、結局、国も県もガイドラインを出してですね、平日の部活動、そして週休日の部活についてはキチンと示されていますので、それでキチンとやっていただくように町としてもお話をしておりますので、それで行きたいと考えております。

下田委員：私達民間は、36協定の協定書の提出先は、労働基準監督署なんですけれども、何かあったら労働基準監督署から指示、指導、またペナルティがあるようですが、これは町がそれをやられるということですよ。

吉岡課長：行政機関についてはですね、労働基準監督署の監督外でして、白石町で言いますと白石町長が労働監督機関ということになっております。自分たちを自分たちでということは何ですが、そこがちょっと甘くて、県立高校の場合は県知事になると思えますけど、そこが自分のところをしていなかったという状態になってます。

(全委員承諾)

(6) 成人式について

(7) 人権フェスティバルについて

(8) 歌垣の郷ロードレース大会について

吉岡課長：(6)の成人式、(7)の人権フェスティバル、(8)の歌垣の郷ロードレース大会について、行事連絡ですのでまとめて説明いたします。

山口係長：資料により詳細説明。

私の方から成人式についてと人権フェスティバルについてです。例年通り成人式の方を開催させていただきます。日時につきましては、令和2年1月4日、受付を正午から開式の方を1時からということしております。場所は有明スカイパークふれあい郷自有館となっております。今回の該当者数が277名現在のところおられます。当日の流れとしまして、1時から開会としまして資料を御覧いただければと思います。来賓として御招待させていただきますので御参加のほどよろしくお願いいたします。

続きまして資料9です。これも年が明けてですけれども2月2日ですけれども、毎年これも開催させていただいております人権フェスティバルということで開催させていただきます。午前9時から午前中ということで、ゆうあい館の方で行います。人権ということで、例年学校の方と協力させてもらいながら標語の募集とか学校の方に協力いただきながら開催しております。講演の方は今回、生涯児童の支援活動拠点のたんぽぽ家、多久市でされてますけど代表の船津さんから講演をいただきます。こちらの方も御出席いただければと思います。資料の59ページですけど、そちらの方です。ね町内全戸にですね標語の募集をしております。町内皆さん対象ですので委員の皆さんも応募の方をしていただければと思います。生涯学習系からは以上となります。

立花係長：資料により説明。

続いて、生涯スポーツ係から歌垣の郷ロードレース大会について御説明をさせていただきます。お手元を開催要項の方をお渡ししておりますので、こちらの方を説明したいと思います。今回は第25回ということで記念大会ということで位置づけて行う予定です。日時が令和2年3月8日、日曜日ということで、今回は記念大会招待選手ということで、高井和治選手の方を九電工の長距離男子、現在主将ですけど高井君に招待選手としてお願いをしているところであります。一応申し込み方法としましては、郵便振替とですねインターネットの申し込みができるということで、申し込み方法2点上げております。郵便振替の方が令和2年1月20日、月曜日までの申込期限とインターネットのネットエントリーの方が令和2年1月24日、金曜日までの期限ということで、今現在募集をしているところであります。今の申し込み状況ですが、11月18日今週の月曜日現在で、申し込みの方が郵便と持参の方で45件いただいております。インターネットの方では、69件ということで合計の114件の現在の申し込みとなっております。

ます。インターネットの申し込み方がですね、9月10日から開始をしております。郵便振替の要綱の配布ですね、郵便振替の方は11月1日から開始をしているということで、今現在114件ということで申し込みをいただいております。ネットエントリーについてはですね、前々回の平成29年度からインターネット申し込みを開始しております。今回インターネットの方で今現在69件と申しましたが、新規ですね47件の新規者の応募があつております。あと22件が前回までの参加者ということで、合計の69件というインターネットの申し込みとなっております。新規で47件も既にネットエントリーでいただいているということで、その効果はかなりあるのかなあということで思っております。毎回、申し込みについては、期限の1月に入りまして殺到してくるという風な状況になっておりまして、今現在は例年並みの申し込み状況になっているのかなあということで思っております。以上簡単でしたがロードレース大会について説明を終わります。

(全委員承諾)

(9) 12月行事予定表

吉村課長補佐：資料により説明。

(全委員承諾)

次回定例教育委員会 令和元年12月17日(火) 9:30

川崎課長：私の方から一つよろしいでしょうか。11月18日、今週の月曜日ですけど第2回の社会教育委員会を開催したところでございます。その時の御意見として、社会教育委員長の方から県内の他市町でも社会教育委員、教育委員さんと社会教育委員の意見交換が開催されているということで、白石の方でも開催できないだろうかという御提案をいただいたものですから、いかがかと思ひまして提案して御意見をいただきたいと思います。ちょっと調べたところ佐賀市の方では、3点の議題等を設けられまして非公開で開催されております。多分他市町でもそういう形で開催されていて白石町としても開催したいと思っております。この件につきましては、以前からもお話が出ておりましたけれども今のところ開催できてないということで、今年度出来たら開催したいと思ひましての提案でございます。

吉岡課長：いかがでございましょうか。

松尾委員：いいと思います。

吉岡課長：日程的には。

川崎課長：日程的には、次回2月に社会教育委員会の予定でございますので、例えば教育委員会を午後からしていただいて、その後でまっすぐ意見交換会に入るか。

堤委員：一ついいですか。多分あと他に総合教育会議とか議会とかその辺がまだ時期的に、今年でしたか議会としたのは、今年の頭に文教厚生とああいうのがもしまた入ってくると、その辺との定例教育委員会と併せるとなると多分総合教育会議とか文教厚生委員会とかとも定例会に併せてということになってくると思うのでその時期をどうするかですね。やるのは全然いいんですけど。

吉岡課長：総合教育会議も年明けにという話が出ております。

堤委員：おそらく日程調整が一番辛いのは、総合教育会議の後が文教厚生だと思うので、その辺との兼ね合いというか、社会教育委員会は何か月おきですか。

川崎課長：大体、年3回開催して今回は2月を予定しております。

堤委員：その次となると。6月。

川崎課長：年明け6月。

堤委員：それを優先するか。また人が変わられますか。

渡部課長補佐：任期が2年として、今年度からが任期となっております。来年度は同じメンバーになると思いますが。

堤委員：同じメンバー。

渡部課長補佐：はい。令和2年度も同じメンバーです。

吉岡課長：それでは、考えていいということであれば、今堤委員がおっしゃった年明けに総合教育会議を考えておられます。企画の方が担当課になります。それから、以前ありました文教厚生常任委員会との意見交換があるかは、また向こうから話があるかもわかりませんし、何となくモヤッとしておりますので、その辺ちょっと調整をさせていただいてよろございますでしょうか。

(全委員承諾)

梅木指導主事：先ほどの下田委員さんからのいじめの形態について、すみません、遊びの過程の中でちょっとカッとなって、一発ちょっと手が出ましたということで確認がとれております。それに伴うケガ等は無いということですし、現在もお互い、互いに仲良く過ごしているということで、継続性とかそういうことではないですが、カッとなっ

た部分で手が出ましたということで報告を受けております。

下田委員：ありがとうございます。叩いた人に発達の障害があったりとかは。

梅木指導主事：そこは無いということです。

下田委員：はい。ありがとうございます。

堤 委員：P T A活動の事務分担とかの話で、おそらくこれがどういう形で各小中学校のP T Aの方に連絡が行くのかまだ分からないのですが、大体本部役員の企画委員会とかで、そういったところで校長先生か教頭先生が説明されると思うのですが、なかなかそこで、例えば教頭先生の超過勤務の時間がこうだと、なんか校長教頭からおそらく本部役員の方に説明というのは、なかなか辛いところがあるのかなあとしますので、例えば、今度1日の考える集会とかああいった時に少しアナウンスとかそういうことが問題になっているというのをどこかで、今回でなくていいですけどああいう場で何か話をされる機会が教育長さんからされる場とかが、そういったのがあればいいのかなあとと思います。なかなか、私も本部役員をしたんですけど、おそらくああいう雰囲気の中で、多分なかなか、校長先生、教頭先生の口から本部役員さんにこういったことを依頼するというのはちょっと難しいのかなあとというのが、ちょっと感想としてありますので、ちょっと何か考えて頂ければ。

北村教育長：はい。先ほど言いましたけど、また12月の郡Pの役員会もありますので、ちょっとそこで、郡の校長会長からかあるいは、代表で私が出向いて。

堤 委員：会長までは、多分その郡Pの場でいいと思うんですけど、今度そこから下の本部役員レベルの方達にですね、伝えるところがなかなか難しいかと。

北村教育長：はい。わかりました。ちょっと状況ということで検討します。

6 閉 会 11:10

吉岡課長